

## 議案第 4 号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会の項の次に次のように加える。

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 墨田区バリアフリー推進協議会 | 区のバリアフリーの推進に係る協議に關すること。 |
|----------------|-------------------------|

別表 1 区長の附属機関の部墨田区公園マスタープラン改定検討委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区のバリアフリーの推進に関する協議及び調整を行うため墨田区バリアフリー推進協議会を区長の附属機関として設置するほか、墨田区公園マスタープランの改定が完了したことに伴い、墨田区公園マスタープラン改定検討委員会を廃止する必要がある。